

四万十町商工業振興条例の全部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町商工業振興条例 平成19年12月17日条例第34号</p>	<p>○四万十町商工業振興条例 平成19年12月17日条例第34号</p>
<p>四万十町商工業振興条例 (目的)</p>	<p>四万十町商工業振興条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、本町における商工業の育成、<u>労働者</u>の福祉向上<u>及び雇用の安定</u>を図るため、必要な助成措置を講じ、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、本町における商工業の育成、<u>従業員</u>の福祉向上、<u>雇用の安定及び企業立地の促進</u>を図るため、必要な助成措置を講じ、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(定義)</u></p>
	<p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p>
	<p><u>(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。</u></p>
	<p><u>(2) 中小企業団体等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく中小企業団体並びに町長が特に認める団体をいう。</u></p>
	<p><u>(3) 中小小売商業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条に規定するものをいう。</u></p>
	<p><u>(4) 地場産業 地域の産品を利用した製品の製造・研究・開発をして地域に貢献している産業</u></p>
	<p><u>(5) 店舗 物品販売又はサービス提供等の商業行為のため使用する施設をいう。</u></p>
	<p><u>(6) 商店街 店舗の連たんする街区並びに町長が特に認める地域をいう。</u></p>
	<p><u>(7) 投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定による家屋及び償却資産の取得価格の総額をいう。ただし、耐用年数3年以下の償却資産は除く。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(8) 特定地域 工業等を導入すべき地区として町長が特に認める区域をいう。</u></p> <p><u>(9) 工場 物品の製造、加工、修理若しくは印刷又はこれに関連する事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。</u></p> <p><u>(10) 新設 町内に工場を有しないものが工場の設置又は公害防止施設、廃棄物処理施設及び厚生施設（以下「公害防止施設等」という。）を設置することをいう。ただし、町内の特定地域以外に工場を有するものが特定地域に工場を移転した場合は、当該移転した工場は新設とみなす。</u></p> <p><u>(11) 増設 町内に工場を有するものが、町内に工場を増築又は公害防止施設等を増加することをいう。</u></p> <p><u>(12) 従業員 常時雇用され、給与の支払を受けているものをいう。</u></p> <p><u>(13) 新産業 製造業、情報サービス業その他の産業で、市場における新たな需要を満たし、または新たな価値を創造するものをいう。</u></p> <p><u>(支援措置等)</u></p> <p><u>第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、この条例の定めるところにより、支援措置を講ずるものとする。この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 計画的な地域整備</u></p> <p><u>(2) 公害の防止等環境の保全</u></p> <p><u>(3) 景観及び自然との調和</u></p> <p><u>2 町長は、この条例に基づく支援措置以外の制度で第1条の目的を達成するため効果があると認めるものについては、積極的にこれを活用するとともに、国、県等が行う事業の誘致その他あらゆる施策を通じて商工業の活性化を図るものとする。</u></p> <p><u>(立地基盤整備)</u></p> <p><u>第4条 町長は、中小企業の集団化若しくは共同化、工場の新增設及び企業立地の推進のため、次に掲げる事業を行うことができる。</u></p>
(削除)	

改正後	改正前
<p>(商工業振興助成金の対象等)</p> <p>第2条 町長は、<u>前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を対象として、商工業振興助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することができる。</u></p> <p>(1) 商店街近代化事業 (2) 商店街環境整備事業 (3) 空き店舗活用事業 (4) 商店街活動強化事業 (5) 公害防止施設<u>整備</u>事業 (6) 廃棄物処理施設<u>整備</u>事業 (7) 厚生施設<u>整備</u>事業 (8) <u>宣伝・販路拡大事業</u> (9) 人材育成事業 (10) <u>技術・研究開発事業</u> (11) <u>起業・創業事業</u> (12) <u>重点分野拡大事業</u> (13) <u>新産業創出事業</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>(1) 企業団地若しくは工場用地の造成及びこれに伴う公共施設の整備</u> <u>(2) 貸工場、貸店舗その他の商工業支援施設（以下「商工業支援施設」という。）の建設及びこれに伴う設備の整備</u></p> <p>2 町長は、<u>前項に定めるもののほか、土地の有効活用又は企業の立地環境の向上を図るため、必要と認める地域において、規則で定めるところにより、公共施設の整備を行うことができる。</u></p> <p>(商工業振興助成金)</p> <p>第5条 町長は、<u>次に掲げる事業について、予算の範囲内において商工業振興助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。</u></p> <p>(1) 商店街近代化事業 (2) 商店街環境整備事業 (3) 空き店舗活用事業 (4) 商店街活動強化事業 (5) 公害防止施設<u>設置</u>事業 (6) 廃棄物処理施設<u>設置</u>事業 (7) 厚生施設<u>設置</u>事業 (8) <u>販路拡大・技術向上事業</u> (9) 人材育成事業 (10) <u>技術開発・研究開発、起業・創業活動事業</u></p> <p><u>(11) 重点分野支援事業</u> <u>(12) 新産業創出支援事業</u> <u>(13) 企業誘致推進事業</u> <u>(14) 工場設置事業</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる事業の内容は別表のとおりとし、助成金の額及び助成金の交付に関し必要な事項は規則で定める。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(便宜の供与)</p> <p>第3条 町長は、<u>産業</u>の振興に寄与すると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。</p> <p>(1) <u>事業所用施設等の用地</u>の分譲若しくは貸与又はこれらのあっせんに関すること。</p> <p>(2) 商工業<u>の</u>支援施設（設備を含む。）の貸与又はそのあっせんに関すること。</p> <p>(3) 労働力の確保に関すること。</p> <p>(4) 事業活動に必要な資料、情報及び調査研究結果等の提供に関すること。</p> <p>(5) <u>労働者</u>の福利厚生に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 地域総合整備資金貸付金等の融資制度その他この条例に基づく支援措置以外の制度に関する情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。</p> <p>(指導団体等)</p> <p>第4条 町長は、商工業の活性化を促進するため、商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体及び観光の振興に関する活動を行う団体を指定し、当該団体の活動を支援するとともに、本町が行う施策への協力を求めるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の団体その他これに類すると特に認める団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、又は出捐することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(委任)</p>	<p><u>3 町長は、特に認める場合を除き、一の事業について重複して助成金を交付することができない。</u></p> <p>(便宜の供与)</p> <p>第6条 町長は、<u>商工業</u>の振興に寄与すると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。</p> <p>(1) <u>企業団地又は工場用地</u>の分譲若しくは貸与又はこれらのあっせんに関すること。</p> <p>(2) 商工業支援施設（設備を含む。）の貸与又はそのあっせんに関すること。</p> <p>(3) 労働力の確保に関すること。</p> <p>(4) 事業活動に必要な資料、情報及び調査研究結果等の提供に関すること。</p> <p>(5) <u>従業員</u>の福利厚生に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 地域総合整備資金貸付金等の融資制度その他この条例に基づく支援措置以外の制度に関する情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。</p> <p>(指導団体等)</p> <p>第7条 町長は、商工業の活性化を促進するため、商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体及び観光の振興に関する活動を行う団体を指定し、当該団体の活動を支援するとともに、本町が行う施策への協力を求めるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の団体その他これに類すると特に認める団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、又は出捐することができる。</p> <p><u>(助成対象等の特例)</u></p> <p><u>第8条 中小企業者等以外の者で、町長が特に必要と認める場合は、第5条及び第6条の規定について準用することができる。</u></p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前										
<p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の適用を受け開始した事業については、なお従前の例による。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 470 2072 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 470 1377 518">事業の種類</th> <th data-bbox="1377 470 2072 518">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 518 1377 654">(1) 商店街近代化事業</td> <td data-bbox="1377 518 2072 654">中小小売商業者が共同して設置する店舗（居住部分を除く。）で投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 654 1377 1332">(2) 一般事業 商店街環境整備事業</td> <td data-bbox="1377 654 2072 1332">商店街に設置する次の施設整備（改修整備を含む。）で、投下固定資産総額又は改修に要する経費が規則で定める額以上のもの (1) 照明施設 商店街に設置する次の施設整備で、投下固定資産総額が規則で定める額以上のもの (1) カラー舗装 (2) 駐車場 (3) 商業環境改善整備（イベント用施設等の設置） (4) 町長が特に必要と認める施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1332 1377 1423">特別事業</td> <td data-bbox="1377 1332 2072 1423">商店街コミュニティ施設（商店街において地域住民の憩いの場となるポケットパーク、イベント広場、その他町長が特に必要と認めたもの）を整備するに要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1423 1377 1508">(3) 空き店舗活用事業</td> <td data-bbox="1377 1423 2072 1508">空き店舗をギャラリー、イベントホール、老人のための憩いの場等集客に役立つ施設に改修するもの及</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の内容	(1) 商店街近代化事業	中小小売商業者が共同して設置する店舗（居住部分を除く。）で投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの	(2) 一般事業 商店街環境整備事業	商店街に設置する次の施設整備（改修整備を含む。）で、投下固定資産総額又は改修に要する経費が規則で定める額以上のもの (1) 照明施設 商店街に設置する次の施設整備で、投下固定資産総額が規則で定める額以上のもの (1) カラー舗装 (2) 駐車場 (3) 商業環境改善整備（イベント用施設等の設置） (4) 町長が特に必要と認める施設	特別事業	商店街コミュニティ施設（商店街において地域住民の憩いの場となるポケットパーク、イベント広場、その他町長が特に必要と認めたもの）を整備するに要する経費	(3) 空き店舗活用事業	空き店舗をギャラリー、イベントホール、老人のための憩いの場等集客に役立つ施設に改修するもの及
事業の種類	事業の内容										
(1) 商店街近代化事業	中小小売商業者が共同して設置する店舗（居住部分を除く。）で投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの										
(2) 一般事業 商店街環境整備事業	商店街に設置する次の施設整備（改修整備を含む。）で、投下固定資産総額又は改修に要する経費が規則で定める額以上のもの (1) 照明施設 商店街に設置する次の施設整備で、投下固定資産総額が規則で定める額以上のもの (1) カラー舗装 (2) 駐車場 (3) 商業環境改善整備（イベント用施設等の設置） (4) 町長が特に必要と認める施設										
特別事業	商店街コミュニティ施設（商店街において地域住民の憩いの場となるポケットパーク、イベント広場、その他町長が特に必要と認めたもの）を整備するに要する経費										
(3) 空き店舗活用事業	空き店舗をギャラリー、イベントホール、老人のための憩いの場等集客に役立つ施設に改修するもの及										

改正後	改正前	
		び町長が認める事業者で新規開業するもの (1) 空き店舗改修費 (2) 地代・家賃補助
	(4) 商店街活動強化事業	商店街活動を強化するために行う販売促進活動、大型店対策事業、イベント事業、研修事業等
	(5) 公害防止施設設置事業	中小企業者や中小企業団体等が、四万十町環境基本条例（平成18年四万十町条例第18号）第2条第2号に規定する公害を防止し、若しくは除去するための施設で、投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの
	(6) 廃棄物処理施設設置事業	中小企業者や中小企業団体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理する施設で、投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの。ただし、焼却施設及び処理業を目的とした施設を除く。
	(7) 厚生施設設置事業	中小企業者や中小企業団体等が、従業員の福利厚生のために設置する宿舍、保健衛生施設、託児施設、教養文化施設で、投下固定資産総額は規則で定める額以上のもの
	(8) 販路拡大・技術向上事業	町内で生産される製品の宣伝、販路拡大及び地場産業等の技術の向上のために行う事業で町長が認めるもの
	(9) 人材育成事業	町内の中小企業者及び中小企業団体が町内に勤務する従業員を公的研修機関において実施される研修会（受講日が連続して2日以上であるものをいう。）に派遣する事業

改正後	改正前	
	(10) 技術開発・研究開発、起業・創業活動事業	地場産業等の技術開発・製品開発、起業・創業の支援のために行う事業
	(11) 重点分野支援事業	町長が指定する重点分野において規模拡大を支援するために行う事業
	(12) 新産業創出支援事業	<p>産学官連携技術開発事業</p> <p>中小企業者及び中小企業団体が大学又は公的機関等と連携して、次の各号に掲げる新技術・新製品の開発又は新産業の創出のために行う事業。ただし、他の補助金の交付を受けようとしているもの又は受けたものを除く。</p> <p>(1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術</p> <p>(2) 新材料の開発</p> <p>(3) 新製品の開発</p> <p>(4) 生産、加工又は処理のための技術開発</p> <p>(5) 新システム又は新工法の開発</p>
	新産業創出支援事業	<p>中小企業者を主とするグループ（製造業を含む3以上で構成するグループで、その構成員の3分の2以上が町内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であるものに限る。）が新産業の創出を促進するために行う次に掲げる調査研究</p> <p>(1) 共同受注、販路開拓及び仕入れに関する調査研究</p> <p>(2) 新技術又は新製品の開発に関する調査研究</p> <p>(3) 事業協同組合等の設立に関する調査研究</p> <p>(4) その他町長が認める調査研究</p>

改正後	改正前		
		特許等取得事業	<p>中小企業者又はそのグループ（構成員の2分の1以上が町内に主たる事業所を有するものに限る。）が研究開発等の成果の特許権、実用新案登録、意匠登録等を取得するもので次に掲げる経費とし、グループが行う場合にあつては、当該経費のうち町内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。ただし、この事業による補助金の交付を受けた者は、同一年度において再びこの補助金の交付対象者となることができない。</p> <p>(1) 特許事務所等への委託経費 (2) 特許申請に直接要する経費</p>
	(13)	企業誘致推進事業	<p>(1) 町内への誘致の対象となる中小企業の情報の町への提供及び誘致対象企業との仲介を行う企業誘致サポーター</p> <p>(2) (1)の情報提供に基づいて、企業誘致が決定した企業誘致サポーター</p>
	(14)	新設事業 工場 設置 事業	<p>新設指定事業所（特定地域内に工場を新設する事業で当該施設の投下固定資産総額は規則で定める額以上で、常時使用する従業員の数が4人以上のもの）</p>
		増設事業	<p>増設指定事業所（特定地域内に工場を増設する事業で当該施設の投下固定資産総額は規則で定める額以上で、常時使用する従業員の数が2人以上増加するもの）</p>